6 城監第25号 令和6年9月3日 (2024年)

城陽市長 奥田 敏晴 様

城陽市監査委員 川村 和久

城陽市監査委員 相原 佳代子

令和5年度(2023年度)城陽市財政健全化審査 の意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和5年度(2023年度)健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

令和5年度(2023年度)財政健全化審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び城陽市 監査委員監査の基準等に関する要綱の規定に基づく健全化判断比率審 査

2 審査の対象

令和5年度(2023年度)実質赤字比率

令和5年度(2023年度)連結実質赤字比率

令和5年度(2023年度)実質公債費比率

令和5年度(2023年度)将来負担比率

3 審査の期間

令和6年(2024年)7月12日から令和6年(2024年)9月3日まで

4 審査の着眼点(評価項目)

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適 法かつ正確に作成されているかどうかを主眼として実施した。

5 審査の実施内容

市長から提出された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されていることを確認した。

6 審査の結果

審査に付された算定の基礎となる事項を記載した書類は法令等に準拠して作成され、健全化判断比率は適正に算定されているものと認められる。

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準
	(%)	(%)
① 実質赤字比率	_	12.66
② 連結実質赤字比率		17.66
③ 実質公債費比率	10.8	25.0
④ 将来負担比率	116.7	350.0

(1) 実質赤字比率

令和5年度(2023年度)の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため、該当しない。なお、実質収支額は7,649万5千円であり、令和4年度(2022年度)の7,550万8千円と比較すると98万7千円の増加である。

(2) 連結実質赤字比率

令和5年度(2023年度)の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が 黒字のため、該当しない。なお、連結実質収支額は23億394万 5千円であり、令和4年度(2022年度)の22億9,942万4千円 と比較すると452万1千円の増加である。

(3) 実質公債費比率

令和5年度(2023年度)の実質公債費比率は10.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを14.2ポイント下回っている。

なお、令和4年度(2022年度)の実質公債費比率の9.9%と比較すると0.9ポイント上回っている。

本比率は、3箇年平均値であり、当年度の単年度比率は12.1%となっており、前年度分の算定対象であった3箇年の内、今年度の算定対象外となった令和2年度(2020年度)の単年度比率の9.2%と比較して、2.9ポイント上回ったことによるものである。

また、当年度の単年度比率12.1%は、令和4年度(2022年度)の単年度比率11.5%と比較し、0.6ポイント上回っている。これは元利償還金の増加等によるものである。

(4) 将来負担比率

令和5年度(2023年度)の将来負担比率は116.7%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを233.3ポイント下回っている。

なお、令和4年度(2022年度)の将来負担比率の110.9%と比較すると5.8ポイント上回っている。これは充当可能基金の減少等によるものである。

(5) まとめ

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指標は、国の示す基準との比較では健全段階の範囲で推移しているものの、大規模事業の進捗に伴って、今後においても地方債現在高の増加や充当可能基金等の財源の減少により、将来負担が増加する傾向にある。

現在、本市は財政基盤の再構築に向け、将来に向けたまちづくりが本格化しているため、事業実施に伴う起債発行額の増加等により、実質公債費比率や将来負担比率は今後も一定上昇することが考えられるが、引き続き財政規律の堅持に努め、健全な財政運営を推進されるよう望むものである。

参考資料

1 用語解説

(1) 実質赤字比率

一般会計等の実質収支額の赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すもので、歳出に対する歳入の不足額を一般財源の標準的な収入を表す標準財政規模の額で除して算定されるものである。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の実質収支額等の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すものであり、市全体の歳出に対する歳入の不足額を一般財源の標準的な収入を表す標準財政規模の額で除して算定されるものである。

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの健全度を示したものであり、義務的に支出しなければならない 経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模を基本に する額で除して算定される数値の3箇年間の平均値である。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や地方公共団体として、将来支払う可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、地方公共団体が将来的に負担することになっている実質的に負債に当たる額から負債の償還に充てることができる基金等の額を控除の上、標準財政規模を基本にする額で除したものである。

2 対象範囲の図表

